

原発事故損害賠償及び
小規模事業者再開支援に関する
要 望 書

平成26年6月23日

福島県商工会連合会
会 長 轡田 倉治

要 望 書

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所事故から、3年3カ月を迎えましたが、甚大な被害を受けた地域においては、未だ生活・生産活動が制約され、本格的な復興・再生には道半ばであります。

警戒区域等の区域見直しも進んでまいりましたが、依然として、多くの事業者が地元で事業再開できるのか、新たな地で再開せざるを得ないのか、転業せざるを得ないのか、見通しが全く立たない状況が続いております。

このような中、原子力損害賠償は、原発事故によって、事業の土台である商業圏、地域地盤が全て奪われてしまった事業者に対し、被害実態に見合った十分なものでなければならず、東京電力には、そのために最大限の努力を行う責務があるはずであります。

しかし、東京電力が示している基準では、賠償範囲、賠償期間等被害実態に見合った十分な賠償とは言えないものであります。

加えて、財物賠償については、事業者が早期の事業再建を図るためにも極めて重要なものでありますが、東京電力に対し、基準等の見直し、改善等の要求を繰り返し行っても、国による「指針」を盾にし、改善を図ることができません。

また、営業損害への賠償金は課税されることから、事業再開資金として全額活用することができず、このことが事業再開に踏み切れない一因ともなっており、避難地域の復興計画に大きく寄与する地元商工業者の事業再開のためには、営業関係賠償金の非課税化をぜひとも実現していただかなければなりません。

更に、原発事故に伴う、地域産業の復興・再生には依然として大きな課題があり、とりわけ根強い風評被害を強く懸念するものであります。

これだけ大規模で長期間にわたる被害を与え、生活基盤の全てを喪失させた事故の原因者としての責任と姿勢に、改めて強く遺憾の意を表すものであります。

については、事業者の個別対応力では限界がある中、復興・再生が加速できるよう、実態に即した損害賠償の完全実施と、小規模事業者の事業再開に対する支援制度の創設について強く要望いたします。

I. 実態に即した損害賠償の完全実施

(1) 営業損害賠償の継続

営業損害の請求期間が平成 27 年 2 月までとなっておりますが、中間指針では「基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的である」と示しております。

については、事業再開の目途が立たない事業者も多い中、長期的な視点に立って営業損害賠償を継続するよう東京電力への指導を要望します。

(2) 再取得が可能な財物賠償の実施

財物賠償は、被災事業者の事業再建に極めて重要なものでありますが、耐用年数経過後の資産については、取得価格の 20% を時価相当額とし賠償するとなっております。物の価値は年数で判断されるものではなく、原発事故が起きなければ、継続して利益を生む価値のあったものであります。

については、管理不能にさせられた資産の再取得価格を全額賠償するよう東京電力への指導を要望します。

(3) 業種によって差がある賠償基準の平等化

農林水産業と商工業の賠償基準は、算出基準や賠償期間において差があり平等とはいえない状況であります。

については、業種によらず逸失利益の賠償基準が平等となるよう東京電力への指導を要望します。

(4) 請求書および添付書類の簡素化

請求書の書式は、当初より簡素化されてはいるものの、依然として多岐にわたっており複雑であります。また、添付書類についても、避難時に持ち出せなかったために提出できないものもあります。

については、請求書および添付書類を簡素化し、請求者の負担を軽減するよう東京電力への指導を要望します。

(5) 無形財産いわゆる「のれん代」の賠償

現在、事業者への賠償は逸失利益賠償、事業用資産賠償、追加的費用賠償ですが、事業者が被った損害はこれだけではありません。これまで築いてきた得意先や取引先との信用や環境など、いわゆる「のれん代」は対象になっておりません。

については、無形財産の損害についても賠償対象とするよう東京電力への指導を要望します。

(6) 「特別の努力」の全期間適用

「特別の努力」により得た収益を賠償金から控除しない取扱いについて、全ての賠償期間に適用させるよう東京電力への指導を要望します。

(7) 事業主の精神的損害に対する賠償

個人・法人事業主は、事業所や従業員やのれん等すべてを失って、個人とは別に事業主としても多大な精神的損害を被りました。更に、事業再開に向けての精神的苦痛も計り知れないものがあります。

については、事業主の精神的損害についても賠償の対象とするよう東京電力への指導を要望します。

Ⅱ. 小規模事業者の事業再開に対する支援強化

(1) 営業関連賠償金の非課税化

現在、逸失利益に対する賠償金は、所得税・法人税の課税対象となっており、事業再開に踏み出せない要因の一つになっております。

原発事故により事業の中断を余儀なくされた事業者は、事業を再開するにしても顧客の減少や風評被害により採算が取れず、当面の運転資金に賠償金を充てなければ事業を継続することができないのが現状であります。

については、避難地域の復興を進めるためにも、東京電力から支払われるすべての営業関連賠償金の非課税化を要望します。

(2) 現行補助制度の利用要件、事業規模、業種等の制約緩和

住民帰還のためには、特に小売り・サービス業等の事業再開が不可欠ですが、事業再開のための現行補助制度は、長期の避難指示期間を想定しておらず、利用要件や条件が現状に合致しておりません。被災事業者が抱える問題の多様性・複雑性等の課題は深く、個々の事業実態に見合った制度の要件緩和が必要であります。

特に、支援施策の主流である「中小企業等グループ補助金」は、東日本大震災被災者に対する施策であり、原発事故被災者では業種等が限られてしまっているのが現状であります。

については、被災地域の復興には、地元小規模事業者の事業再開が不可欠であるため、単独事業者でも活用できるよう要件等の緩和を要望します。

(3) 後追い支援制度の遡及適用

原発事故被災後、地域のため、雇用を守るために、いち早く事業再開を果たした経営者の苦労は計り知れないものがありました。支援制度が後追いだったために、制度を活用することもできず現在に至っております。

「特別の努力」という考え方があるのであれば、いち早く事業を再開させた事業者こそ、優遇されるべきであると考えます。

については、後追いの支援制度には遡及適用ができるよう要望します。

(4) 小規模事業者向けの事業用土地購入等費用に対する補助制度の創設

小規模事業者は企業立地補助金の活用には至らず、事業再開のための事業用地を確保できない状況にあり、小規模事業者のための事業用土地購入費補助制度の創設を要望します。

(5) 避難等による通勤・移動のための経費負担を支援する補助制度の創設

事業を再開した事業者の多くが、避難等により通勤・移動のための燃料費・旅費等の負担が大幅に増えており経営を圧迫しております。

については、一日も早く経営が軌道に乗るよう、経費負担を支援する補助制度の創設を要望します。

(6) 避難指示区域内で働く従業員の所得税減免措置の創設

福島復興再生特別措置法は、個人事業者又は法人の減税措置を設けています。しかし、避難指示区域内で働く従業員が不足しており、特に若年層の確保が困難となっております。

については、復興のために共に働く従業員の所得税減免措置の創設を要望します。